

# 定期点検基準

制 定 平成 26 年 4 月 1 日

実 施 平成 26 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 道路運送車両法第 48 条第 1 項に規定する定期点検を合理的かつ能率的に確実に実施し、重大事故を防止するとともに環境に影響を与える箇所について点検を行い、車両の安全を確保するために本基準を定める。

(定期点検整備)

第 2 条 整備管理者は、車両の安全確保及び環境の保全等を図るため、定期点検整備の実施計画（「定期点検整備年間計画」）を定め、自動車分解整備事業者に依頼する等して、これを確実に実施しなければならない。

2 定期点検整備とは、道路運送車両法第 48 条に定めるものとする。

3 車両の使用状態等により整備管理者が必要と認めたときは、適宜、点検整備を実施するものとする。

(点検整備の記録及び保管管理)

第 3 条 点検整備の実施結果は、点検整備記録簿に所定の事項を記入し保存・管理するものとする。

2 点検整備記録簿については当該車両に据え置くものとし、併せてその写しを営業所において保存するものとする。

3 点検整備記録簿及びその写しについては 1 年間、これを保存・管理するものとする。

(臨時整備)

第 4 条 整備管理者は、点検整備を確実に実施させ、臨時整備をなくすよう努めなければならない。

2 やむなく発生した故障に対しては、発生年月日、故障（作業）内容、車両の使用年数、走行距離、使用部品等について記録のうえ、原因を把握し再発防止に努めるものとする。

(分解整備)

第 5 条 整備管理者は、定期点検整備において実施する作業が、道路運送車両法第 77 条でいう分解整備に該当する場合には、必ず自動車分解整備事業者に作業を依頼するものとする。

(附則)

本基準は平成 26 年 4 月 1 日より実施する。